

高松市自転車活用推進計画



高松市 令和3年3月







目次

本編

| | | |
|---|-----|----|
|  第1章 総論 | ・・・ | 1 |
| 1 計画策定の背景と目的 | ・・・ | 1 |
| 2 計画区域 | ・・・ | 6 |
| 3 計画期間 | ・・・ | 6 |
| | | |
|  第2章 現状と課題 | ・・・ | 7 |
| 1 【視点1】都市環境 | ・・・ | 8 |
| 2 【視点2】市民の健康増進 | ・・・ | 13 |
| 3 【視点3】魅力ある地域づくり | ・・・ | 14 |
| 4 【視点4】安全・安心の向上 | ・・・ | 15 |
| | | |
|  第3章 目標と実施施策 | ・・・ | 16 |
| 1 都市環境 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成 | ・・・ | 16 |
| 2 市民の健康増進 健康長寿社会の実現 | ・・・ | 17 |
| 3 魅力ある地域づくり サイクルツーリズムの推進 | ・・・ | 18 |
| 4 安全・安心の向上 安全で安心な社会の実現 | ・・・ | 19 |
| 5 4つの目標の達成、各施策の実施に当たり行う具体的措置 | ・・・ | 20 |
| | | |
|  第4章 推進体制 | ・・・ | 21 |
| 1 関係者の連携・協力 | ・・・ | 21 |
| 2 計画のフォローアップと見直し | ・・・ | 21 |
| 3 広報活動等 | ・・・ | 21 |

資料編

| | | | |
|---|--|-----|----|
|  | 【1】 策定経過 | ・・・ | 1 |
|  | 【2】 4つの目標の達成、各施策の実施に当たり行う具体的措置 | ・・・ | 3 |
|  | 【3】 高松市自転車ネットワーク計画 | ・・・ | 14 |
|  | 【4】 四国一周サイクリングルート、香川県サイクリングルート 【高松ルート】 | ・・・ | 15 |

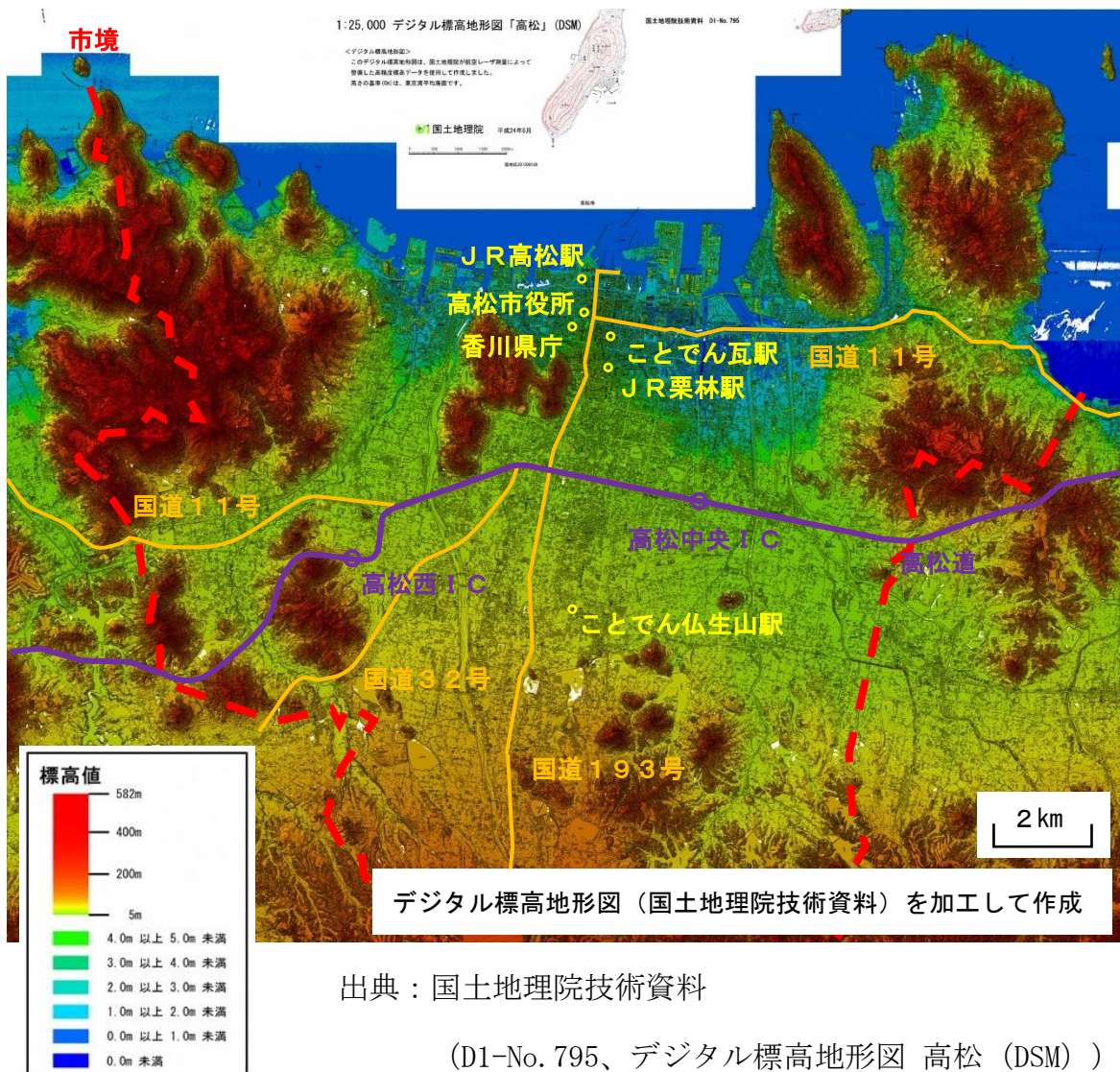


第1章 総論

1 計画策定の背景と目的

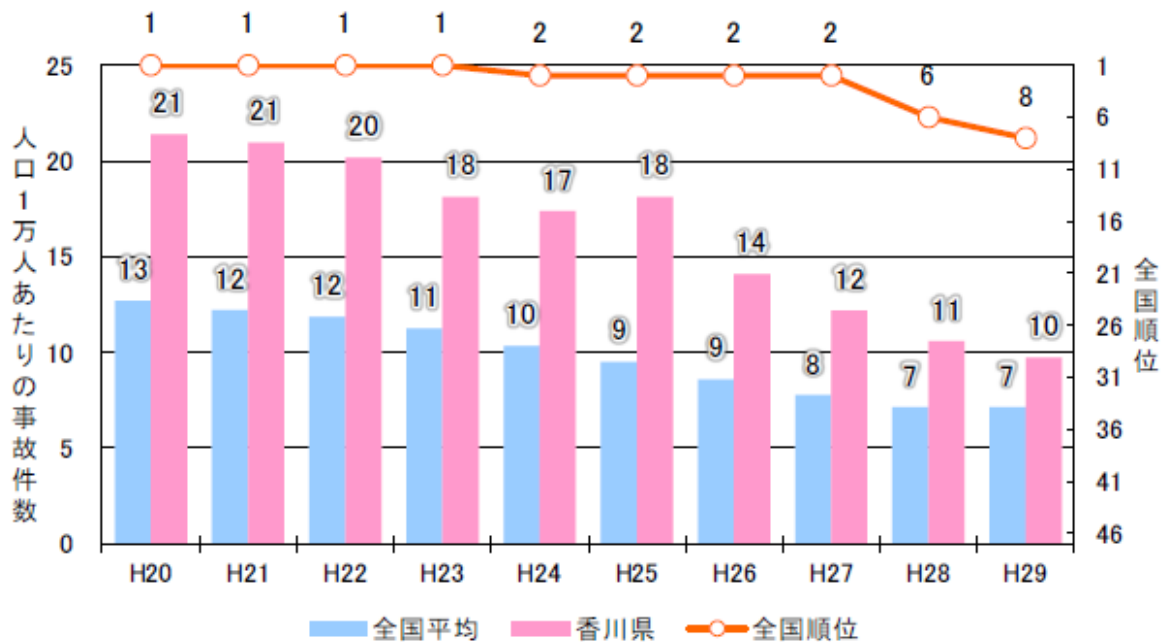
本市では、平地が広がり、雨が少ない、自転車を利用するのに適した地形、気候の特徴から、多くの市民が、通勤や通学、買い物等に自転車を利用しています。

また、半島や海岸線、山間部等、多様な地理と景観を有しており、本市でも、近年の全国的な動向と同様に、趣味やスポーツ、健康増進を目的とした自転車利用者の増加を感じ取れるようになってきています。



その一方、警察庁発表のデータでは、香川県の人口10万人当りの自転車事故発生件数は、平成17年から23年まで、7年連続全国ワースト1位となっており、24年以降も、事故件数は減っているものの、依然ワースト上位が続いています。

こうした状況を改善すべく、これまでも、国、県、市を挙げて、自転車を安全かつ適切に利用できるよう、自転車通行空間の整備や、放置自転車対策、交通事故防止対策等が推進されてきました。



資料) 香川県:香川県警察、全国:警察庁交通局・「人口推計」(総務省統計局)

グラフ出典：高松市総合都市交通計画（H3 1.3 改定）

(※ H17～19省略)

自転車通行空間の整備状況では、大規模自転車道として、香東川自転車道（県道269号塩江香川高松自転車道線）が整備されています。

平成20年からは、自転車利用環境総合整備事業として、自転車利用が多い市街地において、中央通り（国道11号、国道30号）や観光通り（県道155号牟礼中新線）、市道五番町西宝町線等に、歩行者、自転車、自動車のそれぞれが安全に通行できる環境を整え、ネットワークを形成すべく、自転車道を始めとした自転車通行空間の整備が進められています。



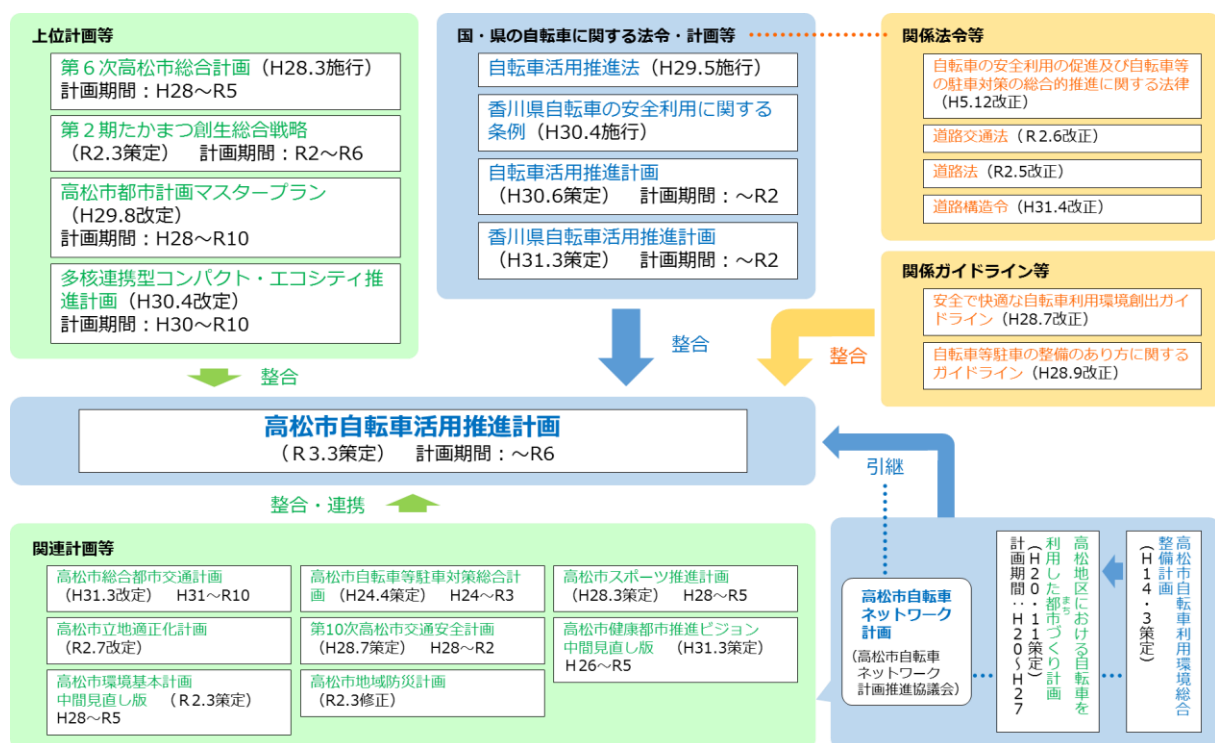
高松市自転車ネットワーク計画 整備状況

こうした交通安全施設・自転車通行空間等のハード整備とともに、自転車の交通ルールの周知と安全教育の推進、香川県警察による自転車利用者の交通違反に対する指導取締り等のソフト対策の実施により、県内における自転車乗用中の死者数は、統計上最も多かった53人（昭和45年）と比べて、約5分の1の10人（平成29年）にまで減少する等、ワースト上位には位置するものの、一定の成果が上がってきています。

このような中、平成29年5月1日に、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ること等、新たな社会的課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とした「自転車活用推進法（平成28年法律第113号。以下「法」という。）」が施行されました。

そして、この法の基本理念に加え、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定め、自転車の活用の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、法第9条に基づいて、我が国の自転車の活用の推進に関して基本となる計画である「自転車活用推進計画」が、平成30年6月8日に閣議決定され、これを受け、県において、「香川県自転車活用推進計画」が、平成31年3月28日に策定されました。

本市においても、本市の上位計画である、「高松市総合計画」や「たかまつ創生総合戦略」、「高松市都市計画マスタープラン」等に基づき、各種計画、実施している、都市計画や交通、環境、健康等に関する計画等と整合を図り、本市の自転車活用を総合的かつ計画的に推進するため、法第11条に基づき、本計画の上位計画となる、国、県の計画に準じ、かつ、本市の実情に見合った自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画として、「高松市自転車活用推進計画」を定めます。



「高松市自転車活用推進計画」の位置付け、他計画等との関係

2 計画区域

本計画では、高松市全域を計画区域とします。

3 計画期間

本計画の上位計画となる「自転車活用推進計画」、「香川県自転車活用推進計画」は、計画期間を、ともに、関連する各種計画との連携を図る必要性を考慮して、長期的な展望を視野に入れつつ、令和2年度（2020年度）までとする、として策定されており、今期、更新が予定されています。

本計画も、長期的な展望を視野に入れつつ、本市上位計画及び国、県の計画等と整合を図りながら推進するものとして、計画期間は、令和6年度までとします。

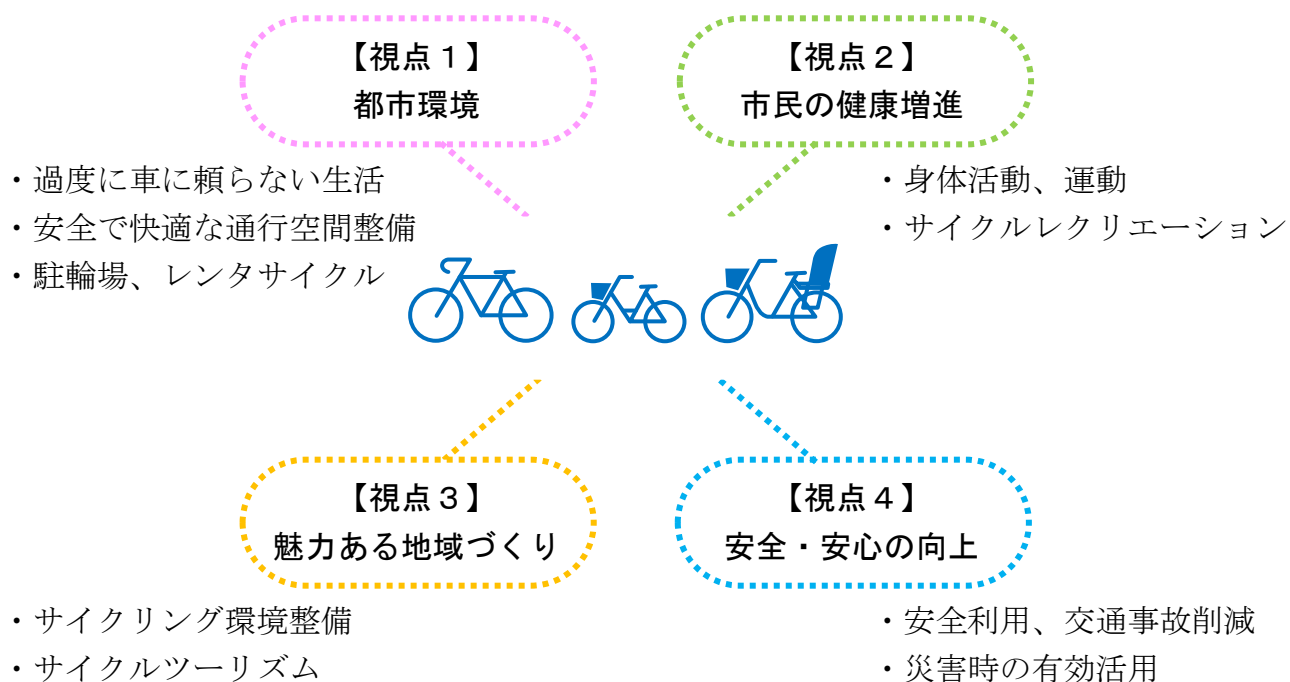
なお、本計画の施策の実施に当たっては、上位計画や関連計画の更新状況等に応じ、これを、随時、反映、取り込みながら、適切に実施していくものとします。

第2章 現状と課題

本市は、平地が広がり、雨が少なく、自転車を利用しやすい地形、気候・風土となっています。このため、気軽に利用できる日常の足として、また、趣味やスポーツ、健康増進を目的として、多くの市民が自転車を利用しています。

自転車は、環境にやさしい交通手段であるとともに、健康づくりや余暇の充実等、市民の活動域、行動範囲を広げ、地域や仲間とのコミュニケーションを高めるツールともなっています。

このような市民の様々な活動を支え、市民の暮らしを豊かにしている自転車を巡る現状と課題について、4つの視点で、それぞれ整理します。



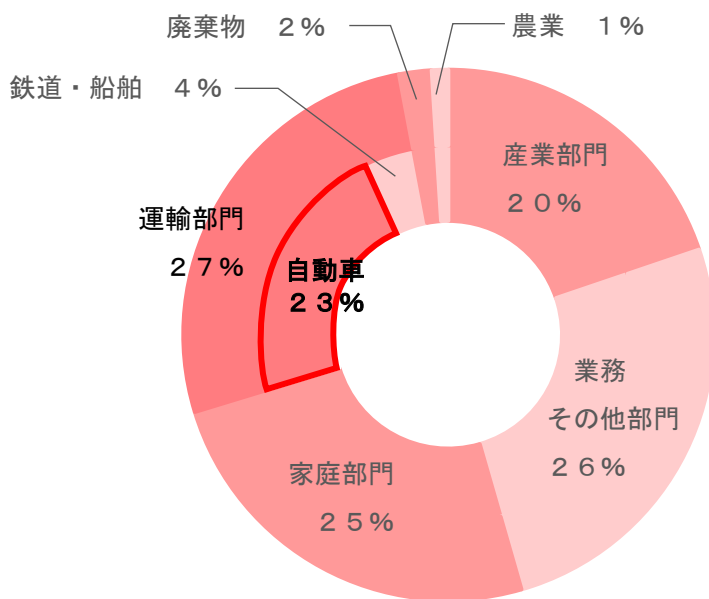
1 【視点1】 都市環境

1) 自動車利用からの転換

市内における温室効果ガス排出量の約23%は、自動車から排出されています。

また、県内の移動のうち、自動車による移動は、全体の約7割を占めており、県内で見られる移動の約7割が5km以下の距離の移動で、本市に見られる移動も、平均して5kmほどの範囲の移動が、主となっています。

地球温暖化対策はもちろん、渋滞対策を進める上でも、まずは、5km以下の短距離での自家用車の利用を、公共交通機関の利用との組み合わせを含めた、自転車の利用へ転換することが重要となります。



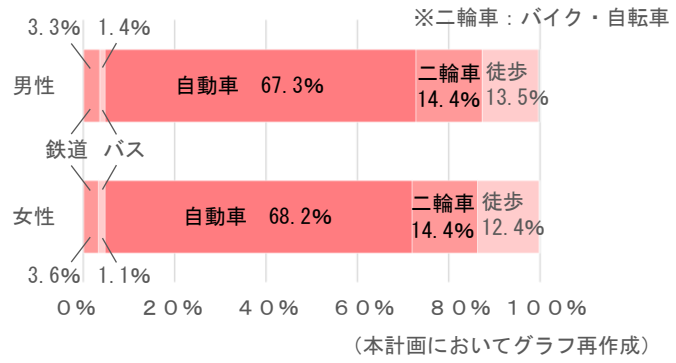
(本計画においてグラフ再作成、H27変更の新算定法による、四捨五入により全体が100とならない場合あり)

本市温室効果ガスの割合、部門別二酸化炭素排出特性 (H25年度、3,544,317 t-CO₂)

データ出典：高松市地球温暖化対策実行計画

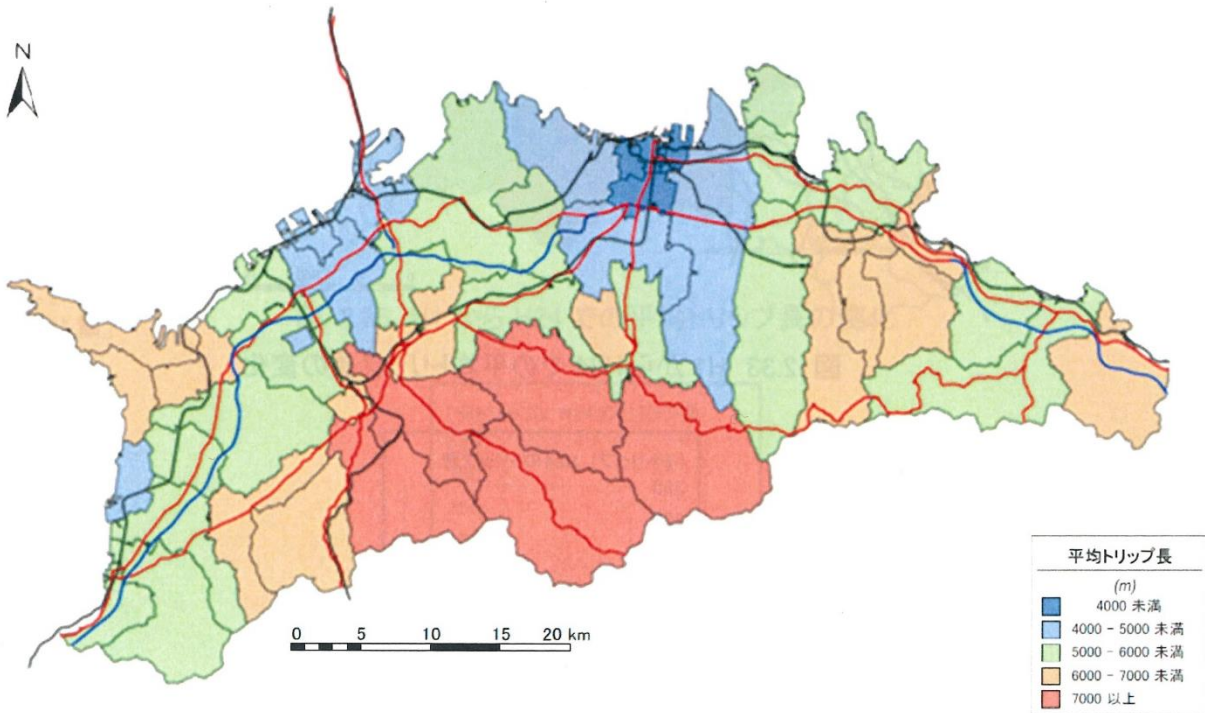
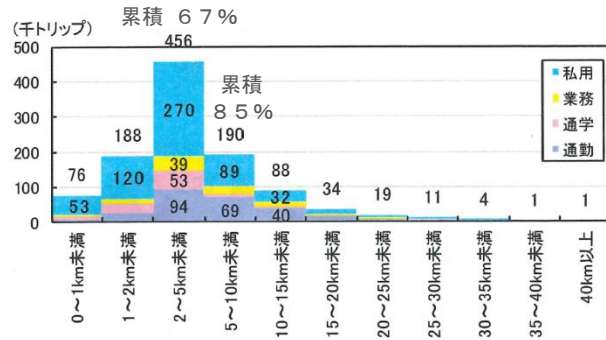
(H29.3改定)

H24パーソントリップ調査
交通手段分担率



H24パーソントリップ調査
トリップ長分布

累積値(率)は本計画
において加筆

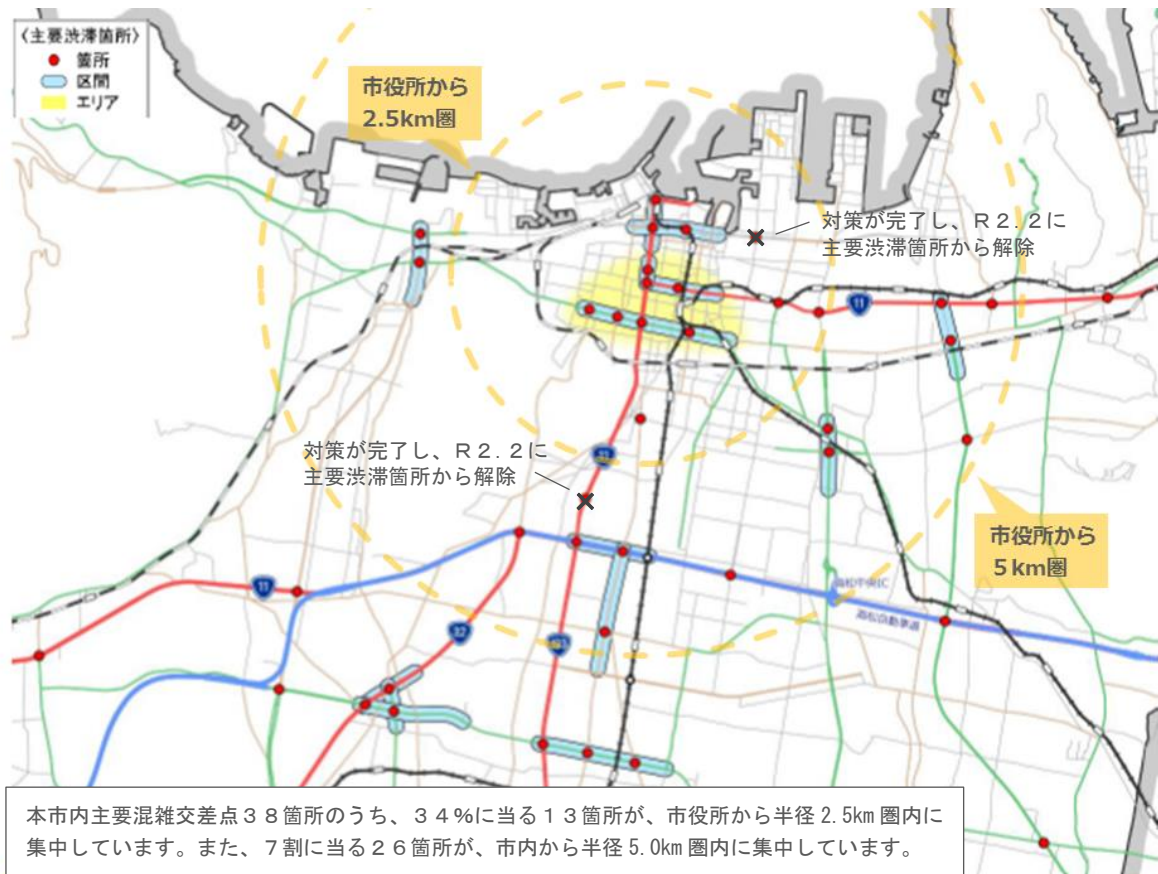


※トリップ長は第3回対象圏域内々トリップ分のみを計上

H24パーソントリップ調査 発生ゾーン別平均トリップ長

出典：高松市広域都市圏総合都市交通体系調査報告書

(H27.3)



資料) 香川県渋滞対策協議会「かがわスイスイ計画」

(本計画において図に加筆)

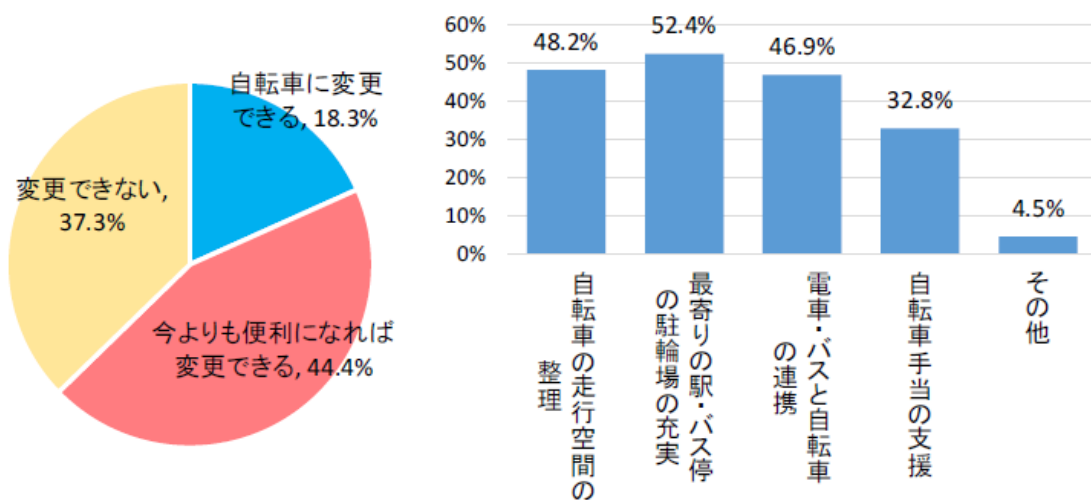
高松市内の主要渋滞箇所

出典：高松市総合都市交通計画（H31.3改定）

2) 安全で快適な自転車通行空間の整備

自転車の利用への転換、自転車利用の促進を図るためには、自転車、歩行者、自動車等、全ての交通利用者が道路空間を安全に利用できるよう、自転車の利用環境を整える必要があります。

本市では、自転車の利用の多い市街地において、安全で快適な自転車通行空間を、効果的かつ効率的に整備することを目的とした「高松市自転車ネットワーク計画」(平成14年3月策定、平成20年11月第1回改定、令和3年3月第2回改定)を策定し、整備を進めています。



資料) WEB アンケート調査 (H31.2 実施 / サンプル 700 票)

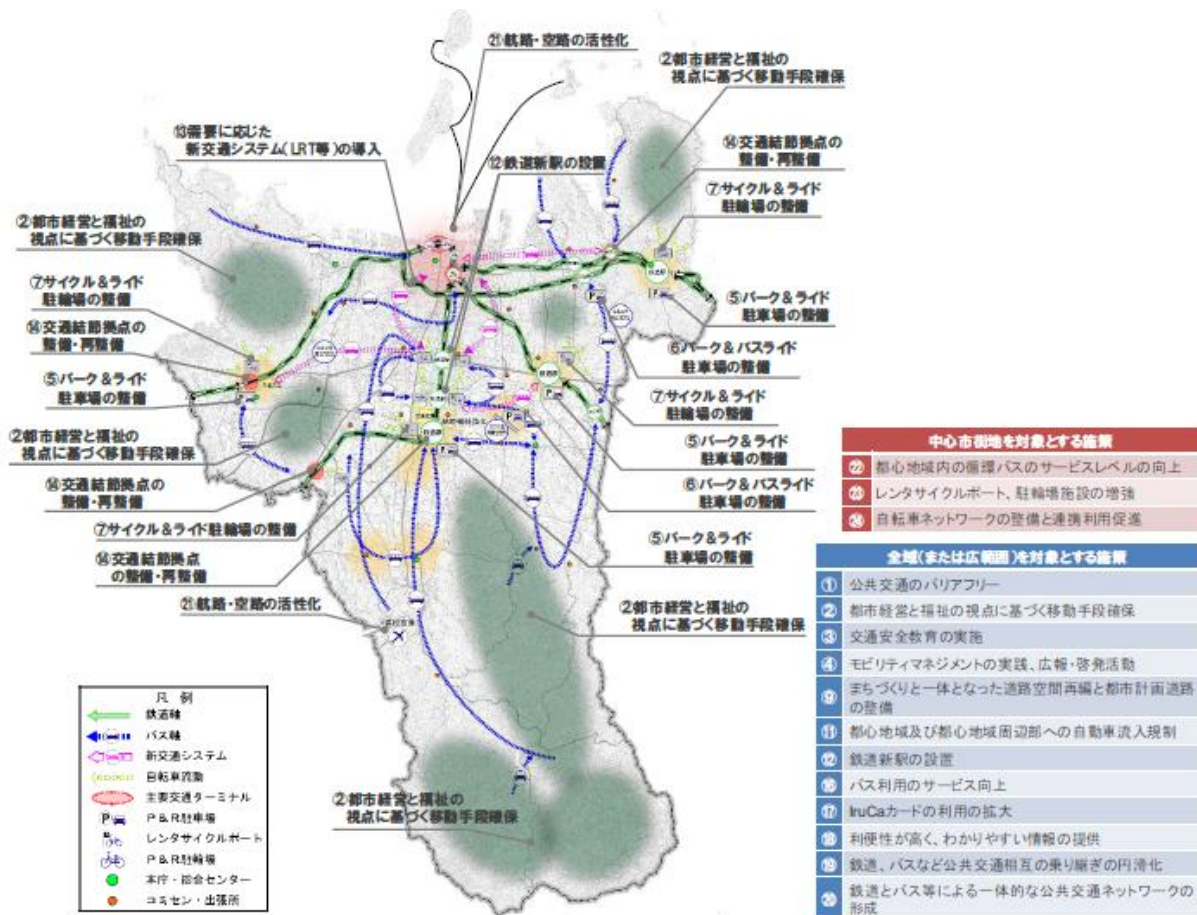
自動車から自転車への転換意向と転換するための条件

出典：高松市総合都市交通計画 (H31.3 改定)

3) 都市の活性を高める利便性の高い交通手段の確保

本市が目指す「多核連携型コンパクト・エコシティ」のまちづくりを進める上で、自転車は、市民にとって極めて身近で利用しやすい交通手段であり、公共交通機関に対する補完性と高い接続性を有した交通手段です。

自転車の利用を促進することは、都市の活性化につながり、地域の活動を支える移動手段の確保、地域内移動における交通手段の最適な利用配分は、過度な自動車利用からの転換を図る上で、重要な観点です。



出典：高松市総合都市交通計画（H31.3改定）

2 【視点2】 市民の健康増進

1) 健康に関する意識の向上

平成28年県民健康・栄養調査によると、本県で、運動を習慣として行っている人の割合は、65歳以上では4割程度、20～64歳では2割程度となっており、働き盛り世代で低い傾向が見られる状況となっています。

本市でも、「令和元年度高松市民の健康づくりに関する調査」によると、「日常生活の中で意識して身体を動かしたり、運動する」という項目で、「常にしている」と回答した人の割合は、男女ともに30歳代、40歳代が最も少ない状況にあります。

身体活動・運動は、生活習慣病の予防に効果があり、例えば、10分程度の散歩を1日に数回行う程度の簡単な運動でも、肥満、糖尿病、高血圧、脳卒中、結腸がん、骨粗鬆症等に対する予防効果が認められており、健康上の効果が期待できます。

地域の特性に応じた、高松らしい健康に配慮したライフスタイルとして、里山歩き、ウォーキング、公園等の散策、自転車利用等を取り入れることで、自然に健康づくりにつながる生活を行うことができます。

2) 日常生活への取り込み、サイクルレクリエーションの振興

健康上の効果が期待できる運動習慣が定着していない現状を転換し、身体活動・運動を推進するためには、まずは、歩行やサイクリング、スポーツ等、体を動かすことを日常生活の中に組み込む必要があります。

日常生活の中で身体を動かす機会を増やす「ながら運動」、「ついでに運動」として、近場の移動であれば歩いたり自転車を利用する、全身をしっかりと使って掃除機を使う、なるべく階段を使う等が推奨されています。

特に、自転車による運動は、脂肪燃焼や体力向上に効果的な運動強度を維持しやすく、脚部や体幹部の筋肉を使うことにより筋力の維持・増強に役立つとともに、がんや心臓疾患による死亡・発症のリスク軽減につながります。

3 【視点3】 魅力ある地域づくり

1) サイクルツーリズム・サイクリング環境の創出

サイクリングを推進することにより、市民の健康増進や、地域づくり・まちづくりの活性化が図られます。

また、サイクリングによる観光誘客等の効果も期待されます。

近年の傾向として、訪日外国人旅行者はもとより、国内旅行者においても、観光ニーズが、従来の「モノ消費」から体験型観光の「コト消費」へ変化してきており、滞在型コンテンツの充実が求められています。

本市においても、訪日外国人旅行者の訪問先が、東京～大阪間のいわゆるゴールデンルート中心から、地方へと変化してきている状況を汲み取り、市内における滞在時間の延長と、それに伴う旅行消費の拡大に向けて、魅力ある観光地や体験メニュー等を発掘し、それらの情報を発信することで、訪日外国人旅行者の誘客を図っています。

また、このことは、訪日外国人旅行者のみならず、国内旅行者に対しても、魅力的な誘客につながると期待されています。

このように体験型観光へのニーズが高まっている中、自転車の活用は、本市においても、有力な観光コンテンツの一つと考え、本市の観光スポットや地元グルメスポットを自転車で巡るモデルコースの発信等を行っています。

今後、更に、自転車を活用した地域づくりを推進していく上で、サイクリストが安全かつ快適に走行できる、サイクリストの受入環境や走行環境の整備が必要とされています。



4 【視点4】 安全・安心の向上

1) 自転車の安全利用

これまでの国、県、市の取組や、関係団体の努力、市民の安全への意識の高まりにより、県内の自転車に関係した交通事故は、減少傾向にあります。平成29年の県民人口10万人当りの自転車事故発生件数でも、未だ、全国ワースト8位という状況です。

自転車の安全利用を図るためには、交通安全教育を推進することが重要となります。

交通安全教育は、交通ルールの周知だけではなく、自転車の点検整備の実施、ヘルメットの着用促進、自転車損害保険等への加入促進を図っていくことも重要です。

2) 安全で快適な自転車通行空間の整備

ソフト面の対策とともに、ハード面では、自転車、歩行者、自動車等、全ての交通利用者が道路空間を安全に利用できる、自転車利用環境の整備が重要となります。

本市では、自転車の利用の多い市街地において、安全で快適な自転車通行空間を、効果的かつ効率的に整備することを目的とした「高松市自転車ネットワーク計画」（平成14年3月策定、平成20年11月第1回改定、令和3年2月第2回改定予定）を策定し、整備を進めています。

3) 災害時における交通機能の確保

平時の自転車活用に加え、災害時の機動力、移動手段の確保の観点から、自転車の有する、誰もが利用できる特性や機動性を活かし、災害時における地域の安全・安心を向上させることも必要とされています。

第3章 目標と実施施策

前章の自転車を巡る現状及び課題に対応するため、法の目的や基本理念を踏まえ、自転車の活用推進に向けた、4つの目標を策定します。

また、それぞれの目標の下に、目標達成のための施策を定めます。

1 都市環境 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成




本市が目指す「多核連携型コンパクト・エコシティ」のまちづくりに向けては、都市構造の核をなす魅力的な拠点形成を図るとともに、都市構造の軸を成すネットワークの強化を図ることが必要です。

また、拠点内において、徒歩や自転車等のスローな交通を中心としたコミュニティを育むまちづくりを推進し、公共交通機関の利用との組合せを含めて、交通における自動車への依存の程度を低減させることは、交通分野の低炭素化や道路交通の円滑化等、良好な都市環境の形成につながります。



目標 1

安全で快適な自転車利用環境を、計画的かつ継続的に創出するとともに、公共交通との連携を強化し、自転車利用を促進します。

目標達成のための施策

-  1) 自転車活用推進計画を策定し、歩行者、自転車及び自動車が、適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進します。
-  2) 自転車通行空間上の違法駐輪、放置自転車等の移送、無許可設置物の撤去指導等を行い、自転車通行空間の確保を推進します。
-  3) レンタサイクルと公共交通機関との接続強化とともに、民間事業者によるシェアサイクルとの連携に向けて取り組みます。



-  4) 公共交通事業者等と連携するなど、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を促進します。
-  5) 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や、無電柱化と併せた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を推進します。

2 市民の健康増進 健康長寿社会の実現



日常生活における自転車利用も含めた、生涯スポーツの普及奨励により、心身の健全な発達や、生きがいのある豊かな生活の実現、市民の健康寿命の延伸等を目指します。

それらの実現に向けて、生活習慣病を予防し、また、人生を健やかで心豊かに過ごし、QOL（生活の質）の向上に資するよう、自転車の利用促進につながるまちづくりと連携し、日常の身体活動量の増加・底上げを図ります。

目標 2

自転車利用を含む、生涯スポーツの普及奨励、日常の身体活動量の増加・底上げを図り、生きがいのある豊かな生活、健康長寿社会の実現に取り組みます。

目標達成のための施策

-  1) 公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、幅広い年齢層におけるサイクルレクリエーションの振興を促進します。
-  2) 市民の健康に関する理解を底上げし、健康づくりに関する広報啓発を推進します。




3 魅力ある地域づくり サイクルツーリズムの推進

自転車に乗ることそのものを楽しんだり、自転車で様々なエリアや見どころを巡り、沿線の魅力を楽しんだりする、サイクルツーリズムを通じた魅力ある地域づくりを、県や周辺自治体、関連事業者とも協力して推進し、地域経済の活性化を図ります。

目標3

関係自治体や関係団体、関係者と連携して、自転車の走行環境や、サイクリストの受入環境、サイクリングルート沿線の魅力づくり等に、ハード・ソフト両面から取り組み、サイクリング環境を創出します。

目標達成のための施策

-  1) 国、県、周辺市町と連携した広域的な自転車走行環境の整備や、サイクリングレインの拡大等によるサイクリストの受入れ環境の整備等、全県的、広域的な取組の中で、安全かつ快適なサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムの推進に寄与します。



4 安全・安心の向上 安全で安心な社会の実現

安全で安心な交通環境を創出するためには、自転車利用者、歩行者及び自動車等の運転者が、互いに立場を尊重しながら道路を共用する、という認識を持つことが重要です。

そして、自転車利用者は、交通ルールを遵守し、自己の身の安全を確保するとともに、特に、歩行者に対する思いやりをもった運転を実践しなければなりません。






また、平時の自転車活用に加え、地域の安全・安心の向上を図るため、災害時の機動力、移動手段の確保の観点から、自転車を活用することも必要とされています。

目標 4

自転車通行空間の整備を推進するとともに、自転車に関する交通ルールの周知や安全教育の推進等により、交通事故の削減を目指します。

また、災害時における自転車の有効活用を図り、地域社会の安全・安心につなげます。

目標達成のための施策

-  1) 県と協力し、安全に利用するための自転車運転の知識・技術の向上を促進するとともに、自転車の点検整備を実施するための広報啓発等の取組を推進します。
-  2) 市民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動等を推進し、自転車の安全な利用を促進します。
-  3) 自転車を含む交通安全教育を推進するため、関係機関と協力し、学校における交通安全教室の開催等を推進します。
-  4) 自転車活用推進計画を策定し、歩行者、自転車及び自動車が、適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進します。
-  5) 事前に、災害時における自転車の活用を想定することにより、危機管理

体制の強化を図ります。

5 4つの目標の達成、各施策の実施に向けて行う具体的措置

1～4に掲げた自転車活用の推進に関する目標の実現のための各施策について、具体的措置内容を定めることで、着実な実施につなげます。

具体的措置内容については、資料編の p. 3～12 に掲載します。

| 自転車の活用推進に向けた目標 | | 目標達成のための施策 | 具体的措置内容 |
|--|---|---|---------|
| 都市環境 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成 安全で快適な自転車利用環境を、計画的かつ継続的に創出するとともに、公共交通との連携を強化し、自転車利用を促進します。 | 1) 自転車通行空間の整備推進 2) 自転車通行空間の確保 3) レンタサイクル・シェアサイクル 4) 駐輪場の整備促進 5) 歩行者・自転車中心のまちづくり | 資料編 2 p.3～6 1) ①～⑥ 2) ①～③ 3) ①～③ 4) ①～③ 5) ①～③ | |
| 市民の健康増進 健康長寿社会の実現 自転車利用を含む、生涯スポーツの普及奨励、日常の身体活動量の増加・底上げを図り、生きがいのある豊かな生活、健康長寿社会の実現に取り組みます。 | 1) サイクルレクリエーションの振興 2) 健康意識の向上・健康づくり | 資料編 2 p.7 1) ① 2) ① | |
| 魅力ある地域づくり サイクルツーリズムの推進 関係自治体や関係団体、関係者と連携して、自転車の走行環境や、サイクリストの受入環境、サイクリングルート沿線の魅力づくり等に、ハード・ソフト両面から取り組み、サイクリング環境を創出します。 | 1) サイクルツーリズムの推進 | 資料編 2 p.8 1) ①～② | |
| 安全・安心の向上 安全で安心な社会の実現 自転車通行空間の整備を促進するとともに、自転車に関する交通ルールの周知や安全教育の推進等により、交通事故の削減を目指します。 また、災害時における自転車の有効活用を図り、地域社会の安全・安心につなげます。 | 1) 自転車の安全利用の促進 2) 市民の交通安全意識向上への啓発 3) 交通安全教育の推進 4) 自転車通行空間の整備推進 5) 危機管理体制の強化 | 資料編 2 p.9～12 1) ①～② 2) ①～⑧ 3) ①～④ 4) ①～⑤ 5) ① | |

第4章 推進体制

1 関係者の連携・協力

本計画に位置付けた目標を達成するため、関係者（庁内各課、教育委員会等）が緊密に連携し、各施策の推進を図ります。

また、施策内容に応じ、国、県、関係機関、周辺自治体、関係団体・事業者等とも積極的に連携し、計画の実行、推進を図っていきます。

2 計画のフォローアップと見直し

本計画について、施策の進捗状況等に関するフォローアップを、適宜、行います。

また、計画の更新に当たっては、各施策の現状の整理や、効果に関する評価等を行うとともに、社会情勢の変化等も十分に考慮した上で、必要な見直しを行うようにします。

計画の見直しや更新を行う際には、庁内各課を中心に、関係者による検討会を設置し、関係者が連携して、これを行います。

3 広報活動等

本計画に基づく広報活動、啓発等の実施に当たっては、目標の達成に向けて、効果的かつ効率的に実施するとともに、自転車の魅力を多面的に訴求するため、国、県、関係機関、周辺市町等とも連携、相互協力して、戦略的に展開します。

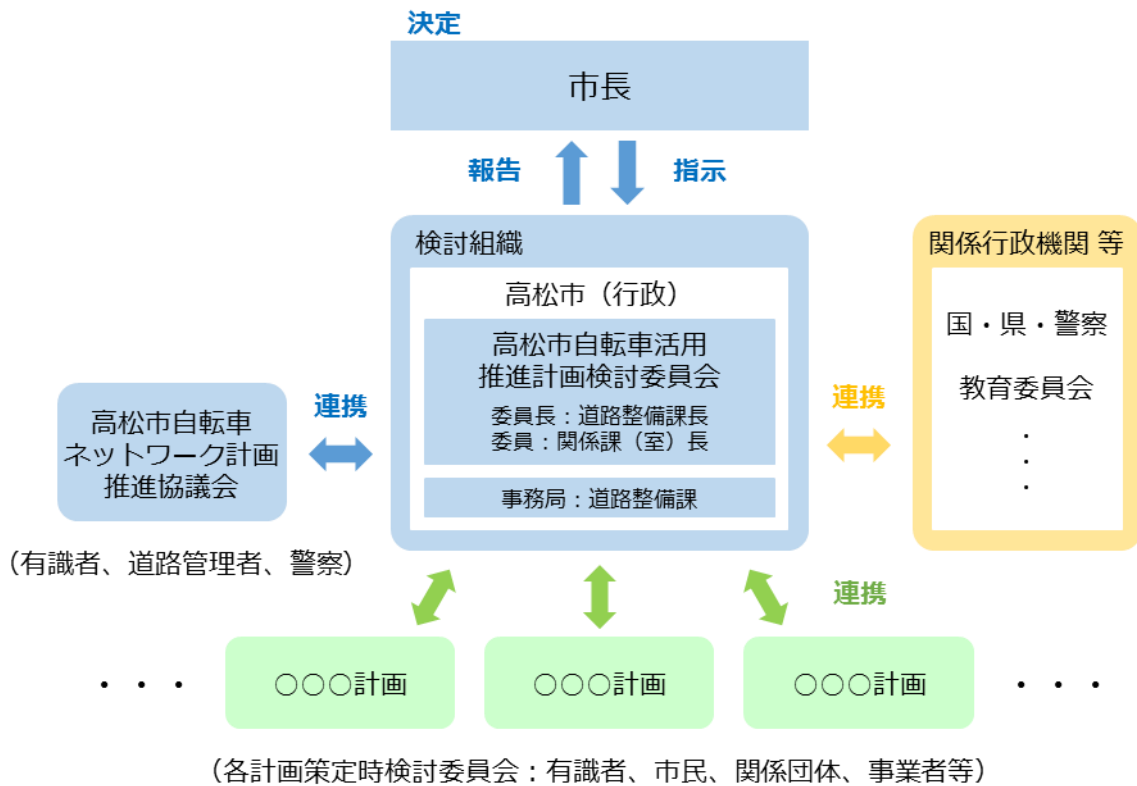


資料編



【1】策定経過

1 検討体制



2 策定過程

| 高松市自転車活用推進計画 関係 | | | |
|-----------------|------------------|--|---|
| 平成29年 5月 1日 | 「自転車活用推進法」施行 | | 国 |
| 平成30年 6月 8日 | 「自転車活用推進計画」閣議決定 | | |
| 平成31年 3月 28日 | 「香川県自転車活用推進計画」策定 | | 県 |

| 高松市自転車関連計画 | |
|------------|------------------------|
| H29.2.13 | 第1回高松市自転車ネットワーク計画推進協議会 |
| H29.10.30 | 第2回高松市自転車ネットワーク計画推進協議会 |

| | |
|--------|------------------------|
| R2.9.2 | 第3回高松市自転車ネットワーク計画推進協議会 |
|--------|------------------------|

| | | 高松市 |
|--------------|---------------------------|-----|
| 令和 2年 11月 | 検討準備・関係課事前協議 | |
| 12月 3日 | 第1回高松市自転車活用推進計画検討委員会 | |
| 11日 | 第2回高松市自転車活用推進計画検討委員会 | |
| 18日 | 第3回高松市自転車活用推進計画検討委員会 | |
| 令和 3年 2月 15日 | パブリックコメント (意見提出人数: 6人) | |
| ~3月 15日 | (意見項目数: 19件) | |
| 3月 31日 | 「高松市自転車活用推進計画」策定・公表 | |

| | |
|-------------------|------------------------|
| R3.3.15~22 (書面開催) | 第4回高松市自転車ネットワーク計画推進協議会 |
|-------------------|------------------------|



3 高松市自転車活用推進計画検討委員会

- 里石 明敏 都市整備局 道路整備課 課長事務取扱（都市整備局次長）
- 香西 昌浩 市民政策局 暮らし安全安心課 課長事務取扱
（市民政策局次長）
- 山下 省吾 総務局 人事課 課長事務取扱（総務局次長）
- 三木 浩史 総務局 危機管理課 課長事務取扱（総務局次長）
- 多田 一夫 健康福祉局 保健所 保健医療政策課 課長
- 鈴木 和知 健康福祉局 保健所 健康づくり推進課 課長
- 塩谷 重昭 環境局 環境総務課 地球温暖化対策室 室長
- 中尾 考志 創造都市推進局 産業部 競輪場事業課 競輪場長
- 黒田 秀幸 創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部
観光交流課 課長
- 高本 牧男 創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部
スポーツ振興課 課長
- 板東 和彦 都市整備局 都市計画課 課長事務取扱（都市整備局次長）
- 西吉 隆典 都市整備局 交通政策課 課長
- 岡田 浩 都市整備局 道路管理課 課長
- 西川 芳樹 都市整備局 公園緑地課 課長
- 高木 成明 教育局 保健体育課 課長

（○：委員長）

（委員長以外は機構順）



【2】 4つの目標の達成、各施策の実施に当たり行う具体的措置

| 【目標1】 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成 | | |
|--|---|--|
| 目標達成のための施策 | 具体的措置内容 | 担当課 |
| 1) 自転車活用推進計画を策定し、歩行者、自転車及び自動車が、適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進します。 | ① 自転車活用推進計画を策定し、国及び全国の地方公共団体の動向に関する情報を収集し、関係各者へ周知すること等により、各種施策を組み合わせた良好な自転車利用環境の形成を促進します。 | ・道路整備課 |
| | ② 通勤・通学等、日常的な自転車利用の実態を踏まえ、また、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等による自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検の結果等も考慮し、自転車利用や自転車事故の多い市中心部において、道路法、道路交通法、道路構造令、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月19日道路局長・交通局長通知、以下「ガイドライン」という。）等の主旨を踏まえた、自転車通行空間の整備を推進します。 | (計画、整備) ・道路整備課 (通学路の安全点検) ・くらし安全安心課 ・道路管理課 ・保健体育課 |
| | 【実施計画】 ・道路管理者等から構成される「高松市自転車ネットワーク計画推進協議会」において計画された「高松市自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車通行空間の整備を実施します。 (R6目標値：13.0km(市整備区間総延長)；「高松市自転車ネットワーク計画推進協議会」高松市管理値) | |
| | ③ ガイドライン等の公表等がなされる以前に整備し、路面標示の形式等が、ガイドライン等において新たに定められた規格等と異なる箇所については、舗装の打替え時等の機会を捉え、規格に合うよう、統一を図っていきます。 | ・道路管理課 ・道路整備課 |



【目標 1】 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

| 目標達成のための施策 | 具体的措置内容 | 担当課 |
|--|---|------------------|
| 1) 自転車活用推進計画の策定し、歩行者、自転車及び自動車が、適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進します。 | ④ 路肩や交差点等、自転車通行空間の安全性・快適性の改善策や、コスト縮減に関する事例等の情報を収集し、より良い整備に努めます。 | ・道路整備課 |
| | ⑤ 自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用が図れるよう、各交通利用者や沿線住民の視点に立って多角的に検討した上で、関係機関と協議します。 | ・道路整備課 |
| | ⑥ 地球温暖化防止に向けた自転車の利用促進に関する広報啓発を行います。 | ・地球温暖化対策室 |
| 2) 自転車通行空間上の違法駐輪、放置自転車等の移送、無許可設置物の撤去指導等を行い、自転車通行空間の確保を推進します。 | ① 自転車通行空間上の違法駐輪、放置自転車等の移送、無許可設置物の撤去指導等を、引き続き適切に推進します。 | ・道路管理課 ・交通政策課 |
| | ② 自転車通行の安全性を向上させるため、自転車通行空間の整備手法や、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、計画段階、また供用開始後においても状況に応じて、必要な規制等があれば、その実施について関係機関と協議します。 | ・道路整備課 |
| | ③ 物流活動が周辺交通へ与える影響の有無を見極めながら、関係者の理解を得つつ、荷さばきによる通行支障解消に向けた取組を促進します。 | ・交通政策課 ・都市計画課 |



【目標1】 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

| 目標達成のための施策 | 具体的措置内容 | 担当課 |
|--|---|--------|
| 3) レンタサイクルと公共交通機関との接続強化とともに、民間事業者によるシェアサイクルとの連携に向けて取り組みます。 | ① レンタサイクルの利用促進、効率的な管理運営のため、新たな管理システムを構築します。 (R6目標値：328,500人(1年間にレンタサイクルを利用した延べ人数)；「第2期たかまつ創生総合戦略」掲載値) | ・交通政策課 |
| | ② レンタサイクルの新たな管理システムを活用し、シェアサイクル事業者との連携による利便性向上の取組を検討します。 | ・交通政策課 |
| | ③ 公共交通を補完する交通システムとして機能する、レンタサイクルの安全性及び快適性を向上するために、レンタサイクル事業の展開エリアも意識した自転車通行空間の整備を促進します。 【実施計画】《1-1)-②の再掲》 ・道路管理者等から構成される「高松市自転車ネットワーク計画推進協議会」において計画された「高松市自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車通行空間の整備を実施します。 (R6目標値：13.0km(市整備区間総延長)；「高松市自転車ネットワーク計画推進協議会」高松市管理値) | ・道路整備課 |
| 4) 公共交通事業者等と連携するなど、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を促進します。 | ① 地域のニーズに応じた駐輪場設置の促進を図るため、国における検討結果を踏まえ、占用許可基準について検討します。 | ・道路管理課 |
| | ② 自転車と公共交通の結節点となる鉄道駅等の周辺をはじめとした、地域の駐輪需要に応じた駐輪場の確保に努めます。 | ・交通政策課 |



【目標 1】 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

| 目標達成のための施策 | 具体的措置内容 | 担当課 |
|--|---|-------------------------------|
| 4) 公共交通事業者等と連携するなど、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を促進します。 | ③ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第2項における、「鉄道事業者は鉄道駅の周辺における自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、地方公共団体や道路管理者から協力を求められたときは、用地提供等により、駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。」という規定に基づき、引き続き、鉄道事業者の積極的な協力を求めています。 | ・ 交通政策課 |
| 5) 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や、無電柱化と併せた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を推進します。 | ① コンパクト・プラス・ネットワークの考えの下、公共交通機関と連携して、駐輪場の整備やレンタサイクル事業等の展開とともに、自転車通行空間の整備等の各種施策を推進します。 | ・ 都市計画課 ・ 道路整備課 ・ 交通政策課 |
| | ② 歩行者・自転車中心のまちづくりと併せ、道路管理者と公安委員会が連携して、自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン30」を整備するほか、ハードとソフト両面で交通安全対策が一層進展するよう、有効的な取組事例等の情報収集に努めます。 | ・ 暮らし安全安心課 ・ 道路管理課 |
| | ③ 無電柱化を推進し、安全で快適な自転車通行空間の確保を図ります。 | ・ 道路整備課 |



【目標 2】 健康長寿社会の実現

| 目標達成のための施策 | 具体的措置内容 | 担当課 |
|--|--|-------------------------------|
| 1) 公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、幅広い年齢層におけるサイクルレクリエーションの振興を促進します。 | ① 自転車関連施設や公園等を有効活用していくなど、誰もがサイクルレクリエーションを身近に慣れ親しめるよう、普及に努めていきます。 | ・スポーツ振興課 ・競輪場事業課 ・公園緑地課 |
| 2) 市民の健康に関する理解を底上げし、健康づくりに関する広報啓発を推進します。 | ① 生活習慣病予防に対する身体活動・運動の効果についての正しい知識を普及します。 | ・保健医療政策課 ・健康づくり推進課 |



【目標3】 サイクルツーリズムの推進

| 目標達成のための施策 | 具体的措置内容 | 担当課 |
|--|--|---|
| <p>1) 国、県、周辺市町と連携した広域的な自転車走行環境の整備や、サイクルトレインの拡大等によるサイクリストの受入れ環境の整備等、全県的、広域的な取組の中で、安全かつ快適なサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムの推進に寄与します。</p> | <p>① 自転車による広域的な周遊観光を促進し、来訪者の増加による地域活性化を図るため、サイクリングのモデルルートを設定し、関係者等で構成される協議会において、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月19日道路局長・交通局長通知)における、自転車と歩行者の分離により安全性の高い自転車通行空間を確保するという主旨を踏まえ、迷わず安全に走行できる環境整備、自転車のメンテナンスサービスの提供等サイクリストの受入環境整備等による魅力づくり、サイクリングマップを作成し情報発信を行う等、サイクリングロードの整備を図ります。</p> <p>【実施計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四国4県や国、県、他市町と連携した「サイクリングアイランド四国」の実現に向けた、「四国一周サイクリングルート」の整備を推進します。 ・「四国一周サイクリングルート」の香川県内区間の基幹ルートに接続する地域ルートを設定し、国、県と連携し、整備を推進します。 ・自転車を活用したまちづくりを推進する全国の他自治体と連携、情報共有を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光交流課 ・スポーツ振興課 ・道路整備課 ・競輪場事業課 ・交通政策課 |
| | <p>② 鉄道事業者等が実施するサイクルトレイン等の取組事例の情報発信を行います。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・交通政策課 ・観光交流課 |



【目標4】 安全で安心な社会の実現

| 目標達成のための施策 | 具体的措置内容 | 担当課 |
|--|--|-------------------------|
| 1) 県と協力し、安全に利用するための自転車運転の知識・技術の向上を促進するとともに、自転車の点検整備を実施するための広報啓発等の取組を推進します。 | ① 県、関係機関と協力し、安全に利用するための自転車運転の知識・技術の向上を促進するとともに、交通安全教育の機会等を活用して、点検整備実施に向けた広報啓発を推進します。 | ・くらし安全 安心課 |
| | ② 「香川県自転車の安全利用に関する条例」で義務付けられている自転車の点検整備について、県と協力し、条例の点検整備基準に基づく日常点検や定期点検の項目等について、リーフレット等により周知を図ります。 | ・くらし安全 安心課 |
| 2) 市民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動等を推進し、自転車の安全な利用を促進します。 | ① 県、交通安全機関・団体と連携し、「自転車安全利用五則」を活用する等により、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルール等の周知を図ります。また、サイクリストに対しても、自転車の通行ルール等の周知を図ります。 | ・くらし安全 安心課 ・観光交流課 |
| | ② 自転車の安全利用について、全国交通安全運動等の機会を捉え、市民の交通安全意識の向上を図るための広報啓発に努めます。 | ・くらし安全 安心課 |
| | ③ 県、交通関係機関・団体と連携し、交通安全に関する様々なイベント等の機会を活用して、通勤・通学時を始めとした自転車利用時におけるヘルメット着用の促進や自転車損害保険等への加入促進に向けた広報啓発を図ります。 | ・くらし安全 安心課 ・保健体育課 |
| | ④ 県と連携し、交通安全啓発に関するボランティア等に対する講習会等を通じ、自転車の安全利用を含む交通安全に関する指導技術の向上等を図ります。 | ・くらし安全 安心課 |



【目標 4】 安全で安心な社会の実現

| 目標達成のための施策 | 具体的措置内容 | 担当課 |
|---|--|---|
| 2) 市民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動等を推進し、自転車の安全な利用を促進します。 | ⑤ 自転車通行空間の整備に合わせ、利用促進に向けた広報等を行うとともに、整備形態に応じた自転車の通行ルール等について、利用者への広報啓発に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路整備課 ・くらし安全安心課 ・保健体育課 |
| | ⑥ 自転車の交通ルール遵守について、市民の見本となるよう、本市職員等に対して、自転車通行ルール等の周知を図り、ルールの遵守について指導を徹底します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・人事課 ・くらし安全安心課 |
| | ⑦ リヤカーを牽引する自転車に対して、機会を捉えて、歩道通行が認められていない等の交通ルールを周知徹底します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全安心課 |
| | ⑧ 地域交通安全活動推進委員、ボランティア、公共・関係機関・団体、地域住民等において、違反行為を防止するため、指導啓発活動を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全安心課 |



【目標 4】 安全で安心な社会の実現

| 目標達成のための施策 | 具体的措置内容 | 担当課 |
|---|--|---|
| 3) 自転車を含む交通安全教育を推進するため、関係機関と協力し、学校における交通安全教室の開催等を推進します。 | ① 関係機関と協力し、交通安全教室等の講師となる教職員等へ向けた講習会開催を支援するとともに、指導の参考となる資料を周知します。 | ・保健体育課 |
| | ② 関係機関と協力し、小中高校生を対象として、生徒の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する海外の効果的な交通安全教育の実践方法や事例等を関係機関へ周知します。 | ・保健体育課 |
| | ③ 自転車を利用し始める小学生を対象とした、自転車の交通安全教室を、計画的に実施します。また、中学生に対しては、関係機関と協力して、交通安全教室を実施します。 | ・くらし安全安心課 ・保健体育課 |
| | ④ 「高松市通学路交通安全プログラム」に基づき、教育委員会、学校、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を実施し、通学路の交通安全に資する改善を実施します。 【実施計画】 ・「高松市通学路交通安全プログラム」に基づき、毎年、順次、安全点検を実施します。 | ・くらし安全安心課 ・道路管理課 ・道路整備課 ・保健体育課 |



【目標 4】 安全で安心な社会の実現

| | | |
|--|--|--|
| 4) 自転車活用推進計画を策定し、歩行者、自転車及び自動車が、適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進します。 | <p>《1-1)-①の再掲》</p> <p>① 自転車活用推進計画を策定し、国及び全国の地方公共団体の動向に関する情報を収集し、関係各者へ周知すること等により、各種施策を組み合わせた良好な自転車利用環境の形成を促進します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・道路整備課 |
| | <p>《1-1)-②の再掲》</p> <p>② 通勤・通学等、日常的な自転車利用の実態を踏まえ、また、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等による自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検の結果等も考慮し、自転車利用や自転車事故の多い市中心部において、道路法、道路交通法、道路構造令、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月19日道路局長・交通局長通知）等の主旨を踏まえた、自転車通行空間の整備を推進します。</p> <p>【実施計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者等から構成される「高松市自転車ネットワーク計画推進協議会」において計画された「高松市自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車通行空間の整備を実施します。 <p>（R6目標値：13.0km（市整備区間総延長）；「高松市自転車ネットワーク計画推進協議会」高松市管理値）</p> | <ul style="list-style-type: none"> （計画、整備） ・道路整備課 （通学路の安全点検） ・くらし安全安心課 ・道路管理課 ・保健体育課 |



【目標 4】 安全で安心な社会の実現

| 目標達成のための施策 | 具体的措置内容 | 担当課 |
|--|---|--|
| 4) 自転車活用推進計画の策定し、歩行者、自転車及び自動車が、適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進します。 | <p>《1-1）-③の再掲》</p> <p>③ ガイドライン等の公表等がなされる以前に整備し、路面標示の形式等が、ガイドライン等において新たに定められた規格等と異なる箇所については、舗装の打替え時等の機会を捉え、規格に合うよう、統一を図っていきます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・道路整備課 ・道路管理課 |
| | <p>《1-1）-④の再掲》</p> <p>④ 路肩や交差点等、自転車通行空間の安全性・快適性の改善策や、コスト縮減に関する事例等の情報を収集し、より良い整備に努めます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・道路整備課 |
| | <p>《1-1）-⑤の再掲》</p> <p>⑤ 自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用が図れるよう、各交通利用者や沿線住民の視点に立って多角的に検討した上で、関係機関と協議します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・道路整備課 |
| 5) 事前に、災害時における自転車の活用を想定することにより、危機管理体制の強化を図ります。 | ① 災害時における道路やその他重要施設の被災状況の迅速な把握、自動車通行不能時の避難所等との連絡手段確保等のため、レンタサイクルの転用を予め検討します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課 ・交通政策課 |

【3】高松市自転車ネットワーク計画

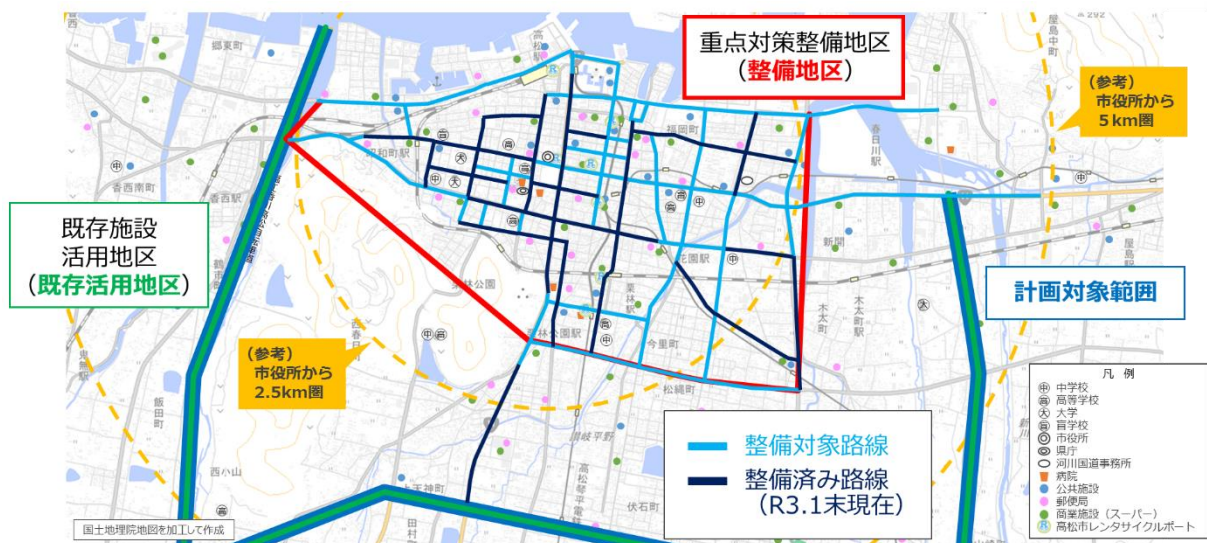
1 計画対象範囲

自転車交通量が多く、歩行者、自転車、自動車が、それぞれ安全かつ快適に通行できる空間を確保するための措置が必要な「市中心部」において、主要な路線を選定し、自転車通行空間整備を行い、面的な「自転車ネットワーク」を形成する。

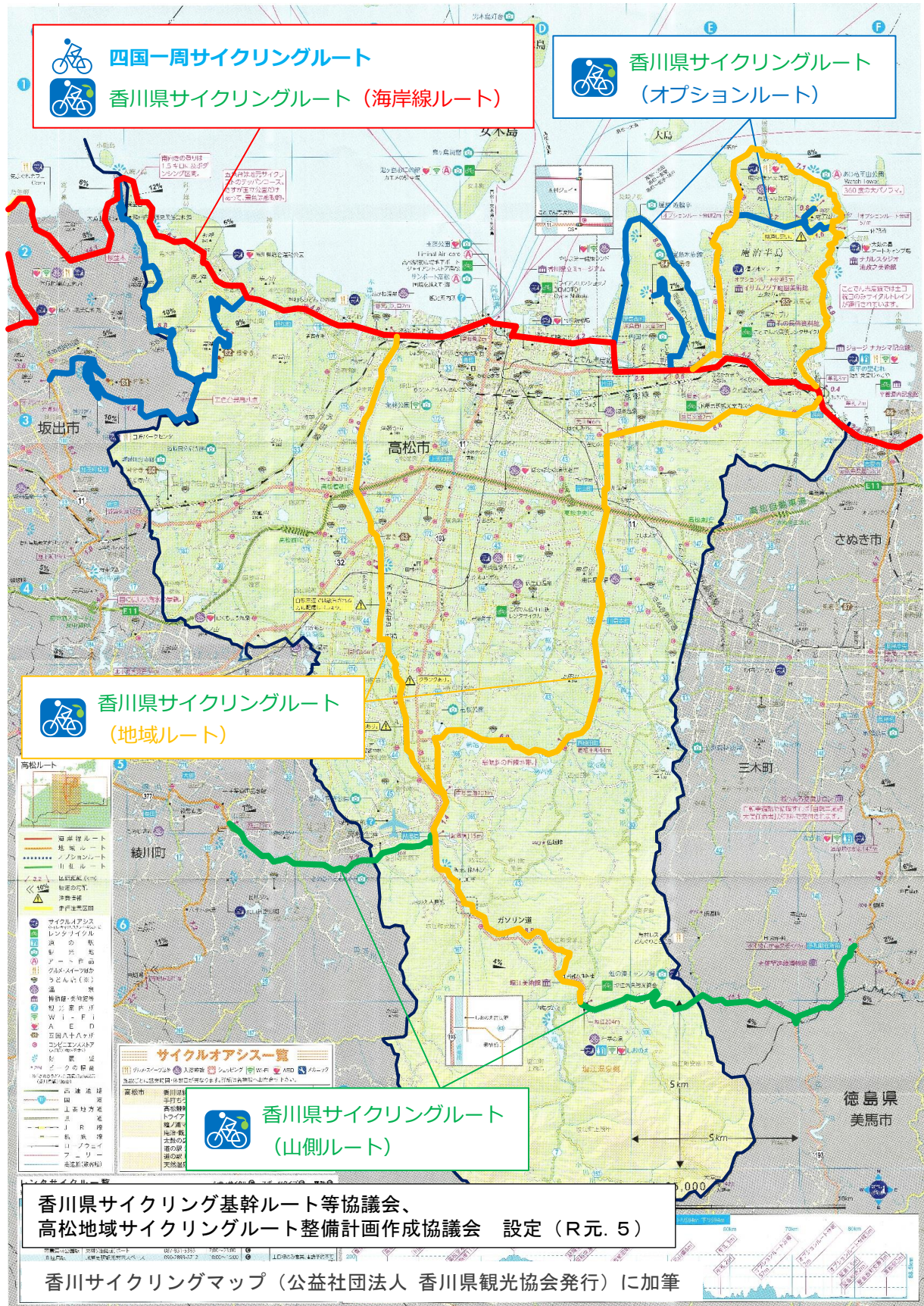
- (1) 市役所を中心とした半径5km圏を「計画対象範囲」とする。
- (2) 市役所を中心とした半径2.5km圏を「重点対策整備地区（整備地区）」とし、整備地区内については、路線を選定し、面的な自転車ネットワークが形成されるよう、必要な整備を行う。（目安となる地区範囲は「2 自転車ネットワーク計画」掲載図のとおり。（3）についても同じ。）
- (3) 「計画対象範囲」内の「整備地区」以外の地区を、「既存施設活用地区（既存活用地区）」とする。既存活用地区については、原則として、整備路線の設定は行わず、既存の自転車歩行者道等の活用を図り、安全性・快適性を高める。

2 自転車ネットワーク整備路線

高松市中心部における自転車ネットワーク整備路線（自転車通行空間整備対象路線）は、下図のとおりとする。



【4】四国一周サイクリングルート、香川県サイクリングルート 【高松ルート】



策 定 令和3年3月

事務局 高松市 都市整備局 道路整備課

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

TEL 087-839-2516

FAX 087-839-2527

E-mail douroseibi@city.takamatsu.lg.jp

自転車利用環境
整備事業



写真提供協力 表紙右側上段1・2枚目 エクスぺリエンス高松運営委員会

(写真：NOCOS 南川昌輝)

表紙右側最下段

高松市創造都市推進懇談会 (U40/第3期)

(写真：物語を届けるしごと 坂口祐)

その他は高松市自転車活用推進計画検討委員会・事務局

